

TPPで越境ECが広がる可能性

◆ 中小基盤整備機構はTPP参加国向け越境ECを支援

中小基盤整備機構は、2016年8月、「中小企業越境ECマーケティング支援事業に係る補助金」の第1期の採択結果を発表した。この補助金は、TPP（環太平洋パートナーシップ）交渉参加国を主な対象に、新たに越境EC（Electronic Commerce：電子商取引）サイトを出店する中小企業に対して、その経費の一部を補助するものとなっている。第1期の採択事業者は23社で、ブランド古着の販売、バスケットボールグッズの販売、雑貨・化粧品販売、食材販売などの企業が採択されている。

中小基盤整備機構がTPP参加国向け越境ECに力を入れる理由としては、TPP協定の中にEC取引に関する規定があり、ルールや手続きの迅速化や透明化により、今後、ビジネスの拡大が見込まれるためである。TPPでは、税関は荷物の到着後48時間以内に通関許可を出すことや、税関への提出書類の電子化も規定されており、配送日数の短縮が見込まれる。また、デジタル・コンテンツへの関税賦課の禁止なども定められており、相手国の恣意的な制度変更により将来的にビジネス環境が悪化するリスクも抑えられている。

◆ 世界のECの市場規模は約170兆円、FTAでも主要な交渉議題

経済産業省が16年6月に発表した報告書によると、世界の消費者向けECの市場規模は、15年は前年比25%増の約170兆円となっており、19年には約370兆円にまで拡大する予測となっている。

世界的にEC市場が拡大していることから、TPPに限らず最近のFTA（自由貿易協定）交渉ではEC取引が交渉内容に含まれる傾向にある。交渉中の日中韓FTA、ASEAN諸国や日本、中国、韓国など16カ国が交渉参加しているRCEP（東アジア地域包括的経済連携）でも、EC取引における共通ルール作りやルールの透明化が議題に挙がっている。日本のFTA締結国の増加に伴い、諸外国の越境ECに関する法規制の緩和や通関事情の改善などが進むことで、さらなる越境ECビジネスの活性化が期待される。

【今村弘史】